

令和7年第11回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年7月8日（火）
2 場 所 宝塚市役所 第二庁舎 会議室B
3 開会時間 午後1時30分
4 閉会時間 午後2時15分
5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、及び石井 克馬委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学校教育課長	石田 勝久
社会教育部長	番庄 伸雄	社会教育課長	澤井 慎治
管理部次長	池本 和義	学校教育課副課長	大善 雄
学校教育部次長	前田 政子	教育研究課副課長	前川 真宏
学校教育部次長	山下 昌裕	教育企画課係長	板垣 慎一郎
		学校教育課係長	小池 明生
		学校教育課係長	村上 貴則

8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

9 議題

報告事項 社会教育委員の会議からの提言書について

会議の概要

開会 午後 1 時 30 分

赤井教育長

令和 7 年第 11 回宝塚市教育委員会の定例会を開会いたします。

傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

飯田課長

傍聴希望者はおられません。

赤井教育長

ありがとうございます。

本日は春日井委員より欠席の連絡を受けております。

地方行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、過半数の委員の出席がありますので、本会議が成立することを報告いたします。

本日の署名委員は木野委員です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の付議案件は議決事項以外の案件 1 件となります。それでは、進行について事務局よりお願ひいたします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、報告事項 社会教育委員の会からの提言書についてです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

赤井教育長

それでは、報告事項 社会教育委員の会からの提言書について、担当課より説明をお願いします。

番庄部長

社会教育委員の会からの提言書についてご説明申し上げます。

本件は、令和 7 年 6 月 26 日付で社会教育委員の会から、家庭教育についての提言書が提出されましたので、報告するものです。

教育基本法におきましては、家庭教育は、保護者が子の教育につき第一義的責任を有するものであると定義されています。一方で、家庭教育がですね、本市の教育振興計画への反映が少ないのでないかという指摘をかねてからいただいたおりましたので、社会教育委員の皆さんにご議論いただき、この提言書をまとめたというものでございます。

本提言書は、宝塚社会教育委員の会議において、令和 6 年 8 月から子ども未来部への視

察やヒアリングを実施し、本市の家庭教育についての現状把握及び課題を整理したものです。課題に対して、子育て講座の効果的な周知及び実施、社会全体でサポートする環境体制の整備、妊娠期から思春期までの切れ目ない家庭教育支援を社会教育としても子ども未来部と連携して推進していく必要があるとしています。

資料の「はじめに」をご覧いただきたいのですが、この提言書をまとめるにあたりましては、宝塚市社会教育委員の会議において、家庭支援センター主催の子育て講座の視察や担当者のヒアリングを行い、5 回の情報・意見交換や議論を深める中で取りまとめたものです。

本市も令和 7 年度は、令和 3 年に策定された第 2 次宝塚市教育振興基本計画の見直し時期となっており、この調査研究が活用されることを切に願い、宝塚市における家庭教育の提言書を提出するということで、社会教育委員の会議長の西本氏から提出があつたものです。

2 ページ以降に掲げておりますが、主に 3 ページ目の「本市における家庭教育の課題」から、担当の方から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

澤井課長

家庭教育の課題ということで、3 ページ目から 5 ページ目にかけまして課題と方策が記載されておりますので、説明させていただきます。

課題としましては、3 つの課題に分けて記載されております。

1 つ目としましては、事業の周知を挙げております。子ども未来部による子育て支援に関するアンケート調査も踏まえまして、子育て講座のさらなる周知が課題となっていること、また、それぞれの家庭で家庭教育の課題を感じることがなくとも、予期せず大きな課題に直面し、困り事を抱え込むことがあるため、家庭教育推進事業の推進に当たっては、子育て支援に関する情報をはじめ、多様で正確な情報、子育ての初期段階から粘り強く提供し、広く周知する必要があるということになっております。

2 つ目としましては、社会全体でサポートする環境体制を課題としております。家庭教育は、保護者が第一義的に行うものである一方、保護者だけでなく社会全体で子どもの成長を支えていく取組が必要であり、行政においても、部局を越えた連携による相談業務や人権意識の啓発などのサポート体制を構築する必要があるとしております。

3 つ目としましては、妊娠期から思春期までの切れ目ない家庭教育支援としています。子ども家庭支援センターでは、妊娠期から切れ目ない支援として子育て講座を実施していますが、当該センターの性質上、未就園児までの講座が大部分を占めており、就学後には各所属施設が身近な相談機関になりますが、就園・就学後の保護者向けの子育て講座が少ないのが現状と指摘されております。

続きまして、5 ページ目に課題解決策が記載されております。

1 つの子育て講座の効果的な周知及び実施についての課題に対しましては、気楽に情報を取得できるような SNS や、動画等を活用した情報発信を行うことで、時間の確保が難しい保護者等の学習促進につながること、また、市長部局が取り組む児童福祉施策や家庭状況に

応じた子育て支援活動など、学び得た知見や情報を効果的に活かし、社会活動として子育て講座等を連携して実施する必要があるとしています。

2 つ目の社会全体でサポートする環境体制に対しましては、公民館等の社会教育施設で講座の実施を検討し、保護者だけでなく祖父母や地域に向けた家庭教育に関する学習の機会を充実することで、社会全体で子育てをサポートする環境体制の構築につながることが望ましいとしています。また、宝塚コミュニティスクールや宝塚学校応援団の活動は、児童や生徒、地域の活動をしている人や住んでいる地域を知る貴重な機会となっていますので、引き続きこれらの活動を行い、さらなる活性化を期待することとしています。また、子どもの権利サポート委員会の相談業務について、さらなる周知啓発に努めることも重要であるとされています。

3 つ目の妊娠期から思春期までの切れ目のない家庭教育の支援につきましては、令和 4 年度にたからっ子総合相談センター「あのね」が開設されたことにより、子育てや子ども自身の様々な悩みや相談をすることができるようになっており、引き続き学校、園と連携しながら、支援が必要な家庭により情報が届くように継続的に周知を必要としています。また、幼稚園、保育所、学校が身近な相談機関になりますが、就学後の保護者への支援強化が必要として、特に思春期の子どもを持つ保護者の求める家庭教育に関する子育て効果が充実を期待するとしています。

最後に、6 ページ目にまとめとして、本市における家庭教育に關しましては、子ども未来部が実施している子育て講座は、その内容が保護者ニーズとも合っており、参加者の満足度も高いものであったことから、継続して実施していくことが望ましいとしております。

ただ、指摘した課題につきましては、社会教育部としても子ども未来部と連携を深めることで、より良い家庭教育に関する事業を推進されることを希望すると締めくくっております。このように、宝塚市社会教育委員の会議により、第 2 次宝塚市教育振興基本計画の見直しにあたっては参考にしていただけるよう、提言の提出があったものです。

以上です。ご審議いただきますようよろしくお願いします。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご質問等ありましたらお願いします。

木野委員、お願いします。

木野委員

最初は、こちらから何かお願いして提言を提出してくださいという形だったのでしょうか。

番庄部長

毎年社会教育委員として審議いただく自由研究という形で、何か提言や意見を聴取する場面を毎回作っているのです。これまでも、学校応援団の関係について意見をもらったり、一昨年は公民館のあり方、それから去年は自然の家のあり方等について、諮問という形ではなくて、社会教育委員としてこういう意見を持ちますということを教育委員の皆さんに知っていたいただく場面ということで、このような提言書をこれまで何度も何度かまとめてきました。

ちなみに、もう全然関係ないことですが、実は去年、タイムカプセルを 30 年ぶりに開けたということがありました、そこで出てきたのは、この社会教育委員の会議で、家庭教育がうまくいかないわけ、という意見書が出ているのです。つまり、社会教育委員はかねてから家庭教育についての意見、提言のようなものをまとめてきた経緯があったということをございまして、実に 30 年ぶりになるのですが、今回まとめるということになりました。

そのきっかけになったのが、最初に申し上げました、議会の方からですね、家庭教育について事務が子ども未来部に移管された関係で、この教育振興基本計画ではどうもこの計画に反映が薄いのではないかという指摘がありまして、当時、教育長の方から研究しますということで明言しているところもございました。それであれば、一度、社会教育委員の皆さんの自由研究という形で、踏み込んだ提言はなかなかしにくいものの、こういう状況であるということは、一つ研究の課題として挙げてはいいのではないかということで検討いただきました。こちらからお願ひしたものではございません。協議会として諮問したとか、そういう趣旨のものではありません。

木野委員

ありがとうございます。

番庄部長

これはあくまでも、第 2 次宝塚市教育振興基本計画の後期計画を策定するにあたって、こういう意見を参考にいただけたらというものですございます。あくまでも提言とはなっておりますが、期待しますであるとか、こういうことが重要ですということの意見という形で取り上げていただけたら、意見の報告にとどめていただけたら結構です。ただ、ここはどうなんだというところがありましたら今お答えいたしますので、見ていただけたらと思います。

木野委員

もう 1 つ、家庭教育は社会教育部の範疇なのですか。

番庄部長

社会教育はあくまでも学校教育以外のものです。この家庭教育というのは、教育基本法の中では、学校教育、家庭教育、社会教育、3 つの和が重なって、折り合って行われています。ですので、当然、学校教育と家庭教育との連携を考えなければいけないですし、社会教育も

当然考えなければいけないということになりますので、避けて通れない課題という風に認識しています。社会教育部だから家庭教育は関係ないとかいうわけではなくて、社会教育としてできることがあるはずだという視点で、それを子ども未来部に委ねているという状態になっています。

少しここに出てきます家庭教育推進事業というのは、もともと子ども未来部がない時には社会教育課でやっていました。元々、家庭教育を向上するために社会教育として何ができるかということで講座を開いたり、それこそ PTA 協議会の方にも入っていただいて、そういう議論を高める場でもあったのです。それが子ども未来部に移ったので少し影が薄くなってしまっていたということもございますので、改めてもう一度、この教育振興基本計画に反映するにあたって意見をまとめました。元々、社会教育が担っていたのです、家庭教育推進事業というのは。

木野委員

形上、社会教育から離れたという感じになっているけど、忘れないでくださいよ、ということですね。

番庄部長

そうです。元々母体はこちらですので、やはり教育委員会としてこの位置付けというのを、もう一度ちゃんと見てくださいねという意図もあります。

木野委員

趣旨が良く分かりました。

ありがとうございます。

赤井教育長

他になにかありますか。

石井委員

あくまでも家庭教育なのですよね。そうなると、課題の（2）が、社会基本法でいうと社会教育の話になっているんですよね。

もしここで家庭教育の話が出てくるのであれば、例えば PTA の保護者向けの研修で、参加率がすごく悪いと思うのです。今数字は出ていますか。多分、私が PTA をしていた感覚で言ったら数パーセントだと思うんです。その辺の話は一切出てきていない。どちらかというと、そちらこそ保護者への家庭教育だと思うんですよね。なんかさっきの話が出てきてなくて、課題の中に社会教育の話が紛れ込んでいて、どちらの話になるんでしょう。

番庄部長

ここに PTA のことが触れられていないということですが、PTA 活動は社会教育関係団体ということで、公の関与を受けないということになっています。少しここは今後の議論につなげたらいいと思うのですが、PTA 活動は家庭教育に資するものなのか、というところなのです。PTA 活動というのは、学校教育に影響を与え、学校教育と家庭が繋がっているところなので、実はそこに社会教育としてはコメントがなかなか出しにくいという位置付けもあります。なので、ここは社会教育から見た家庭教育という見方になっていると思っていただいて結構です。そういう見立てを社会教育委員が見立てたというところです。そこは議論が分かれました。PTA 活動というのは家庭教育活動なのか、と。PTA 活動というのは学校教育を支えているのか、学校教育を通じて子どもを支えているのか。そのあたりちょっと整理しないと、そこと家庭教育と、更には児童福祉となったらもっと話がややこしくなってしまうので、提言としては、意見書としては、こういうまとめ方になったということです。

石井委員

でも、人権研修として費用を出して活動してもらってますよね。

番庄部長

そうですね、はい。そこが全然説得力ないのですが。

石井委員

だから、それは出しているけど、そこは違う、ということですか。

番庄部長

人権教育の関係でいくならば、今の教育の仕組みは学校教育でも人権の担当がおります。そして市長部局には人権教育の部局がありますので、そことの繋がりかなと思います。

石井委員

だから、その費用は市で出しているけれど、こうしないととか目的が出てくるんじゃないですか。

番庄部長

社会教育として費用を出しているわけではないです。

石井委員

なるほど、そこは、市長部局でということですね。

番庄部長

もちろん、そのことに反映させるということであれば、皆さん議論いただいて、いや、それは社会教育の範疇なのか、それともどのカテゴリーで表すのか、それはそうなのです。

石井委員

そうなんですよ。家庭教育か、これはでもカテゴリー的には社会教育じゃないですか。家庭教育として出てますよ。学校のその課題のところなんですけども、学校運営協議会の話であったりとか、これが何の家庭教育推進につながっているのか。

番庄部長

そこなんです。社会として子どもの学習環境であるとかいうのを整えていくためには、社会全体でサポートする環境が必要だという論点から入っています。ここで私たちの議論になったのは、そもそも子どもたちは地域の人たちと交流があるだろうか、学校教育と家庭とはうまく繋がっているだろうかというところからも、部局を超えた連携が必要だという観点から、社会全体で支えていくんだよということを書き表したくてここに載せているということです。

石井委員

要は家庭教育だけじゃないよ、という話でいいのですか。

番庄部長

家庭だけで完結したら、家庭教育だけでやっておいてくださいではダメですよということをここで言いたいです。

石井委員

そうなると、その社会教育で触れているところは、教育振興基本計画の中では全部家庭のことも含んでますよ、というスタンスでいいのじゃないですか。

番庄部長

はい。実際ここにも学校教育重点施策の中で、学校、家庭、地域の連携を強めますという重点目標がありますので、このあたりの話です。ここでは、実は家庭教育推進事業は載っていません。いや、家庭教育をやっていることがそもそも載っていません。

石井委員

これ、載せれるんですか。

番庄部長

載せるべきだと、私は思っています。学校、家庭、地域の連携を強めますというのを重点施策とするなら、これは宝塚学校応援団であるとか、みんなの先生は載っていますけれども、子ども未来部がやっている家庭の教育力を高める、そういうことはここに表すべきなのかなという思いはあります。そこは議論いただいていいのです。必ず載せろと言っているわけではなくて、つまり、そういうところが薄いのではないかという指摘が議会から寄せられたということです。

教育委員会の所掌事務として家庭教育に関することが私は含まれていると思っています。教育基本法では、家庭教育というものが入っているということであれば、当然、教育基本計画の基本計画ですので、そこに家庭教育に関する何らかの考え方であるとか進め方というのも載せてもいいのではないかとは私は思います。そのことに指摘を受けたのかなど。

石井委員

いや、それは市町によるではないですか。全部教育委員会がやっています、という市町もあるし、宝塚市としては可能なのか。そもそもこれは誰が判断するのか。

番庄部長

もう事務委任はされているのです。子ども未来部がやっているのです。やっているのですが、教育基本計画にはそのことが載っていないのです。

石井委員

載せていいのかどうか。

番庄部長

載せたらいけないとは思ってなかったのですが。子ども未来部がやっているから教育基本計画には関係なくていいということになるのでしょうか。

石井委員

関係ないとかではなくても、教育委員会が出しているものじゃないですか。基本計画として。そこに子ども未来部の話を載せていいのかと。

池本次長

元々、平成 19 年に子ども未来部ができたのですが、その際に、家庭教育に関することというのは補助執行で、子ども未来部に行きました。その際に、教育の権限に関する事務の補助執行に関する規定の中では、教育委員会は子ども未来部に所属する職員に家庭教育に關

する事務を補助執行させるということになっていますので、教育委員会はあくまでも補助執行として子ども未来部にしてもらっているというイメージでございます。

なので、平成 19 年 4 月 1 日、子ども未来部ができた時に、その一部分、家庭教育に関することが補助執行されまして、その後、子ども未来部の中で、子ども家庭支援センターというのが平成 23 年 4 月にできたので、そこの所掌事務の中に、この家庭教育に関することということが明記されています。それまでの間、平成 19 年 4 月から平成 27 年 4 月までの間は、教育委員会の事務分掌、社会教育の部分にも、家庭教育に関すること、一応明記されておりました。その後、文書見直しの中で、社会教育の部分からも家庭教育に関することうが消えたのですが、一定、その補助執行はさせていますが、教育委員会が家庭教育の一部を担っていかないといけないというところはありますので、今回の一定の整理がされたという認識でいます。

石井委員

子ども未来部は、社会教育部の補助をしてくれているということですか。

池本次長

そうですね、補助執行です。

番庄部長

その事業に関しては、です。

子ども未来部は、家庭教育推進事業だけやっているわけではなくて、児童福祉という子育て支援法という大きな枠組みの中で動いているのです。

子ども未来部で子育て支援法に基づく部局だけでいいのか、となった時に、社会教育部がやっている家庭教育も、これは家庭教育と子育て支援というのは切っても切れない関係性なので、教育委員会の教育、本当は教育的配慮というところで考えないといけないものを、その子育て支援という位置付けで一部の事業を補助執行させたという経緯があるのです。本当は家庭教育が教育の大変なファクターだということは皆さん共通認識だと思うのですが、それから 10 年経ったのですね、補助執行という形になって。逆に社会教育はもう家庭教育は別物だという風にちょっとなっていることについて、少し厳しい指摘を受けたというところがあります。

赤井教育長

子ども未来部の方に、家庭教育が中心で動く方が効率が良いというか、成果が高まるというようなイメージですか。

番庄部長

そうですね。

赤井教育長

児童福祉とか全体的に見た時に、学校教育の中での家庭教育というよりは、子ども未来部ができた時に、子ども未来部がやらなければならない施策との関連性を見た時に、家庭教育との繋がりが強い。で、教育でやっていた家庭教育をそちらの分野で補助執行することで、というイメージですか。

松浦委員

そしたら、家庭教育として今何が必要で何をやっていくべきかというのは、子ども未来部と一緒に考えるということですか。考えて、じゃあ事業として切り分けて、どこが何を実施していくかというのをやっているということですか。

番庄部長

それが実は提言 5 ページ目の「課題解決に向けた今後の推進すべき方策」というところの（1）の下から 3 行目に出でています。社会教育委員としては、市長部局が取り組む児童福祉施策や家庭状況に応じた子育て支援活動などで学び得た知見や情報を効果的に活用し、社会教育活動として子育て講座などを連携して実施することを期待します、というところです。だから、これまで子ども未来部がやっていたら社会教育部は何もしなくていいんだというようなことではなくて、実際に社会教育というのは社会的課題を解決するための人材育成という部分もございますので、ここで子ども家庭支援センターが、こういう子育て施策で課題があるというところは座学としても講座としても取り入れてくださいという逆の提言が出てきているのです。

松浦井委員

実際にどうなんですか、今まで子ども未来部とそういう話し合いをきちんとした上で、じゃあ事業としては子ども未来部でこれをやってくださいね、教育委員会でこちらをやっていきます、という相互に効果が出るような形でされてなかつたということですか。

番庄部長

はい、それも薄まっていたのです。

実際に、社会教育部が全く家庭教育で何にもしてなかつたといえばそんなことにはなくて、例えば子育て支援講座であるとか、要は社会教育の全体座学の中で、実際に参加いただきました、子ども発達支援センターの先生をお招きして、今保護者の方々、こういうことで悩んでおられるという座学を開いたりであるとか、あるいは、この間、「たまご（他孫）育て応援」と言いましてね、子どもは地域の宝なんだということで、社会も自分の孫のつもり

で子どもを育てようというところでそういう講座を開いたりであるとか、社会教育として講座を開いたことはあります。

それは逆に、家庭教育を担当しているところから教えてもらって、こういうことをやつたら効果があるよというところをちょっと紐解いて、という実績はあります。それを、連携してやっているというよりかは、むしろ社会教育が、家庭教育が取り組んでいる、子ども未来部がやっているところを見て取り入れてやったという、そういうことですね。

具体的な話し合いの場を持ったわけではなくて、それぞれ別々にやっていた、似たようなことを別々にやっていたということです。

赤井教育長

だから必要が連携だと。

松浦委員

そういうことですね。

番庄部長

逆に言えば、今回、連携の機会になったということですこうやって視察に行ったりとか、社会教育としての認識を高める機会になったかなと。

赤井教育長

今回提言をもらうにあたって、社会教育委員さんは、子ども未来部のその育みプランとか、子ども未来部がやっている事業とか全部ご存知の上で、この 3 つの課題とその解決策というのを提言いただいたという考え方でいいですか。

番庄部長

はい。

赤井教育長

宝塚市の家庭教育という視点で見ていただいて、ということですね。世間一般ではなくて。

池本次長

そうですね。社会教育委員の会議の中で何度かこの家庭教育に関する議論をしていただきまして、その議論をいただく前に、育みプランは当然お渡ししていますし、子ども家庭支援センターが実施している事業についても知らせていますし、ヒアリングの中で子ども家庭支援センターの職員にも来ていただいて話も聞いています。実際に子ども家庭支援センターで事業の中身も見ていただいた上で、今回の提言をいただいているということでござ

います。

赤井教育長

わかりました。他にご質問等何かありますか。

石井委員

その補助執行の分野というのはどの分野なのかがちょっとといまいちわからないです。その議論をしたいので、子ども未来部の方にここに来てくださいというのは可能ですか。

番庄部長

可能ですね。それを代弁しているつもりなのですが。それで社会教育委員さんが代弁者となって、今やっている子ども未来部の施策を推進して、それでこういうニーズとなってますよという意見を増やしたということです。もちろん、ここで聞いてもいいと思います。

石井委員

補助執行なのであれば主は教育委員会な気がするのです。なんか言葉の内容が逆になつているような。

番庄部長

そうですね。実際には子ども未来部が主になってしまっているんです。さっき議論がありましたが、この児童福祉と一緒にセットでやった方が、法律で事実上そこはやっていますけれども、その理念めいたものは、こちらの家庭教育、教育と福祉と混ぜてしまうと話がややこしくなるのですが、家庭教育の必要性みたいなところはここで少し議論して、ここに置いてもいいかなという風に思います。

周りにも、この教育とは幼児教育の必要性とかいうところで、教育振興基本計画では、家庭や地域の教育の低下が指摘されている中、というのがあった上で、幼児教育の教育、保育の質を高めます、という重点施策がここにあるものですから、家庭の教育力について議論しておくというのは大切なのかな、という風に反省も含めて思います。

石井委員

この 3 ページ目に、例えば保護者の意識変革には至らないと書いてあるのですが、この意識を改革させる必要性は一体誰が言っているのかと。

今ままの保護者の意識ではだめですよということだとは思うのですが、一体何を根拠にとか、誰が言っているのかと。主がこちらであればこちらだと。そんな話は今まで出たこともないから、これ、どなたが。

赤井教育長

家庭教育という中の色々な取組がありますよね。それぞれによって主体とか所管が変わるというのですか。それとも家庭教育の主は全部教育委員会、教育委員会といったらおかしいけど、子どもに当たるところの所管するところは、もう家庭教育にそれぞれ関わる、それぞれが定めるということですかね。育みプランであろうと教育振興基本計画であろうと。

変な言い方ですが、例えば食育だって「育」という字がついていて、教育委員会における食育の役割もあるし、産業分野でも、農政分野でもあったりとか、健康であったりとか。食育推進基本計画でしたっけ、食事の計画は健康福祉部が作っているけれど、それぞれ関わるところは全部それなりの役割を持ってやっていますよね、そのようなイメージで捉えるんですかね、家庭教育は教育ってついているけれど、教育ってついているから全部教育委員会とは限らない、ということですかね。

高田部長

その子ども未来部が補助執行している教育科目ってまだあるんですよ。一切関係していないです、教育委員会の会議では一切議論もしていないのです、予算も。ですから、この中で予算要求するときに、いつも教育委員会の会議にかけてますよね。ところが、子ども未来部が持つ教育予算というものは、一切、教育委員会の会議にはかからないです。

石井委員

そうですよね。

高田部長

ですからこれもね、補助執行という言葉にとらわれすぎてしまっているのですが、事実上、補助執行というのは、本来、法律上権限は教育委員会が持っているけれども、運用上便宜を考えれば他の部署がやった方がいいからということで、他の部署に権限を移していると理解した方がいいと思います。だから、補助執行しているところに我々はほぼ関わりません。ですから、子ども未来部ができた時に、事務が教育委員会か管理部で、私が所管した学事課から移管されたものは、その日から 1 秒たりとも関わってないです。

石井委員

ですよね。ということになると、最初の話ですが、わからないからここで言われても、という話になりませんか。

高田部長

だから、そことの住み分けを当時どうしたのかですね。所管を分ける時に。

石井委員

それであればここで子ども未来部の事は書けないと思うんですけど。補助じゃないと思うんです。名目上補助執行かもしないんですけど。

補助じゃないでしょう。

高田部長

はい。中にはね、一緒にする事務というのもあるのです。それは、例えば西谷幼稚園の入園受付というのは、もっぱら教育委員会の事務なのですが、西谷の人がわざわざ市役所まで来て入園受付するのは大変なので、サービスステーションでできるのですね。ですから、教育委員会でもサービスステーションでもやるという、同時並行してやるものもあるのですが、それは最初にそういう住み分けをしているのですよ。だから、もっぱらもうその子ども未来部にやってくださいね、教育委員会では一切しませんから、これから。という補助執行という方法と、連携しながらやっていこうという補助執行とあるので、今回のこの家庭教育が補助執行するときにどんな約束でしたかといったところですね。その記録を紐解いていかないと分からないです。

赤井教育長

上位計画みたいはあるの、家庭教育に関しての。総合計画にもそんな家庭教育って明文はないのかな。名前として出てくることとかね。補助執行している側、事務補助だったらわかるけれど、こういう理念とか、思いが強いそういう教育みたいなものを、実際事業していくときに、子ども未来部が補助執行を受けているから主体的に考えていく立場にあると思っているかどうかですね。

高田部長

今規則を見せてもらったのですが、そのようには取れないですね、教育委員会としては。子ども未来部に補助執行したものは、子ども未来部の決裁をもって事務処理を進めていくということですから、教育委員会と、というところがないですね。もう子ども未来部でしかないですね。

計画上は。

石井委員

向こうが主体ですか。

赤井教育長

家庭教育に関する主体は、子ども未来部ですか。

池本次長

育みプランの中に、一応、家庭や地域の子育て、教育力の向上という項目はあります。

石井委員

地域はわかるんですよ、地域、その、コミュニティスクールとか。それはもう教育委員会でもちろんいいと思います。

池本次長

いや、育みプランという子ども未来部が関わっている計画があるのですが、その中で、家庭や地域の子育て力、教育力の向上という項目立てはされてまして。

赤井教育長

教育力って書かれてあるの。教育力と子育て力。

池本次長

はい。その中で、家庭教育推進事業、先ほど教育長がおっしゃったような食育の推進事業もその中に含まれていますし、教育委員会の事業ですけども、地域学校連携協同推進事業であったりとか、学校支援地域本部事業、学校応援団のこともそこには明記されています。子ども未来部の計画ですけども、教育の部分もその計画の中には含まれているという流れにはなります。

高田部長

育みプランとか食育プランとかは、最初から全事業を網羅した計画にしましようという立て付けだから、そこに教育が入っていてもおかしくないけれども、教育振興基本計画が市長部局の事業まで入れて計画を作ろうという立て付けじゃないから、そこは育みプランや食育推進基本方針とは少し分けて考えないといけないのだろうと思いますね。

石井委員

育みプランは、宝塚市ですか。

赤井教育長

市ですね。

育みプランを作る時に、検討の中には教育委員会も入っているでしょう。食育プランと同じように。

高田部長

はい、食育プランにも入っているのと同じように事務局として入っています。

赤井教育長

こちらの振興基本計画を作るときに、関係する部署は府内の検討会も含めて入っていないですね。おそらくそこの違いがあるのかな。ひょっとしたら入っていないな。

高田部長

入っていないです。

赤井教育長

前期計画を作るときも入っていないですね。

番庄部長

なので、今まで別物なのです。別物であるが故に、家庭教育が、ここに書いてある通り家庭の教育力が低下しているという指摘はこう書いてあるのですね。書いてあるのですが、それに対して、それに対する対応策というのが、今、子ども未来部に丸投げになっていると。

石井委員

いや丸投げというか。そういう主が子ども未来部になりますよという形で補助執行されたのですよね。

高田部長

と思われます、文章の形跡を見ると。

石井委員

それはそれでいいのではないか。

赤井教育長

連携の在り方ですね。

番庄部長

あくまでもこれは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく権限であります。

石井委員

だから、多分それを社会教育委員さんに伝えてないんじゃないですか。

番庄部長

別物ですよっ、ていうことをですか。

石井委員

言い方はちょっとあれですが、補助執行された時に、主は置こうという形になってますと
いうことが伝わっていますか。

番庄部長

社会教育委員さんに伝わっています。初めにというところも書いてあって、これらの経緯
も踏まえた上で。

石井委員

ここの文言が補助執行じゃないですか。

番庄部長

わかりました。補助執行がそこまで切り分けたものになっていて、教育委員会としての家庭教育
に対しては、特にこの計画に反映させられるものがないと、反映すべきではないとい
うことであれば、もうこれは報告にとどめていただいて、特に意見はないです。

石井委員

決裁権がないですよね。

番庄部長

ないですね。ないからこそ、考えてくださいとも言えないし。これを受けて、これはあく
までも参考ですという形付けにしたのはそれです。

松浦委員

でも、その子ども未来部との連携強化ということが入れられるのではないかですか。

番庄部長

と私は思って今言っているのです。私はね、そこが欠けているという指摘なのだろうなと
受け止めて、それを事務方だけで考えてはいけないので、社会教育委員さんの皆さんに、社
会教育の中には家庭教育の向上に資する活動を行うもの、ということが含まれていますし、
まさに、この西本議長は、実は、子ども子育て支援事業計画を策定するときの座長さんの後
任として来ていただいているので、社会教育全体を、社会教育を見ながらも、やはり、家庭
に反映する政策というものが何なのかということも考えた上で、これをまとめてくださっ

ています。

家庭の教育力が低下しているのではないかという仮説については、実際、議員さんも言われるようになって、決して、熱意が失われたわけでもなく、子どもたちと関わる時間が減っているのだ、ということを、熱意はむしろ上がっていて、しっかり取り組もうとしているけれども物理的な時間がないのだという議論もあった中で、それであれば何ができるのだろうかということをちょっと考えたというのが意見書です。

赤井教育長

意見書ですね。提言なので、教育振興基本計画を考える中で、家庭と地域の連携とかいうような言葉が出てくる取組がありますね。その中で、こういう 3 つの課題と解決策を、教育委員会だけじゃなくて連携する中でやっていくような、そういうことが考えられるかどうかは参考にさせてもらつたらいいということですね。

番庄部長

そういうことですね。これはあくまで社会教育委員の皆様からの提言ですので、こうしなさいという趣旨のものではありませんし、あくまでも意見書という扱いで捉えていただけたらありがとうございます。社会教育委員さんは教育委員会の決定権は何もありませんので、あくまでも今の状態はこうだということを研究しましたという報告です。なので、報告にとどめさせていただきました。あとは、こちらがどう受け止めて、どうここに反映されるのか、反映できることは何かということを考える立場だという風にお考えいただけたらありがとうございます。

赤井教育長

他に何かありますか。

高田部長

多分、最初にこの提言はどこの範囲まで提言を出すのかで、その関係部署がきちんと来て、それぞれの関係部署が持つ別の基本方針とか方向性と整合性をきちんと取って、この提言がまとめられていったんだったら、多分権限はどこにあっても問題ないと思いますよ。今の育みプランに食育推進基本計画にしても、それぞれが決裁権を持ちながら、ただ、自分たちの持つ本来の教育であれば、教育振興基本計画と整合を取りながら、それぞれの計画を作ろうとしている、計画に参画しているわけですから、そういう意図でもって子ども未来部が参加してこの提言を作り上げたということであれば、一応成立すると思います。

ただ、子ども未来部は、自分たちの計画とこの提言の整合を取らせないといけませんけどね。それはそれ、これはこれ、という風にされてしまうと整合が取れないのです。

番庄部長

この文章をまとめるにあたっては、子ども未来部にも確認してもらっています。

高田部長

ですから、その教育振興基本計画にこれを活かす場合には、子ども未来部が、子ども未来部が持つ計画等ときちんと整合を取れば、入れられない話ではないんだと思いますよ。

赤井教育長

そういうことだと思います。逆に整合を取らないといけないでしょ。

石井委員

総合教育会議を検討する前にしてしまう、ということはありますか。

高田部長

もちろんそうです。

それともう 1 つ、これは教育大綱にもよるのですね。市長が定めるものですから、入っていても基本的に違和感は本来ないものですね。

赤井教育長

振興基本計画が教育大綱にあるということですね。

高田部長

はい。

赤井教育長

よろしいですか。

色々ありがとうございました。それでは、この件につきましては以上といたします。

本日予定の案件は以上ですが、他に何かございますか。

飯田課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 2 時 15 分 —————